

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三次市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.6 %
全職員	66.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	72.3 %
本庁課長相当職	78.2 %
本庁課長補佐相当職	- %
本庁係長相当職	97.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.1 %
31～35年	96.3 %
26～30年	91.8 %
21～25年	97.5 %
16～20年	85.6 %
11～15年	72.3 %
6～10年	84.5 %
1～5年	64.1 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員の役職段階別において、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職における医療職（医師・歯科医師等）の男女比が79：21のため相対的に男性の給与水準が高くなっている。※1
- ・任期の定めのない常勤職員について、継続年数が20年以下の医師・歯科医師の男女比が78：22のため相対的に男性の給与水準が高くなっている。※1

※1 医師は他の職種に比べて、給与水準が高い

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。